

鳥取県議会情報公開条例の解釈及び運用

(平成 13 年 3 月 5 日鳥取県議会事務局長伺定め)

最終改正 令和 5 年 3 月 27 日鳥取県議会事務局長伺定め

目次

一第 1 章 総則一	
第 1 条 目的	3
第 2 条 定義	4
第 3 条 総合的な情報公開の推進	6
第 4 条 解釈及び運用の方針	7
第 5 条 適正使用	8
一第 2 章 公文書の開示一	
第 6 条 公文書の開示請求権	9
第 7 条 開示請求の方法	10
第 8 条 公文書の開示義務	12
第 9 条 公文書の部分開示	23
第 10 条 公益上の理由による裁量的開示	25
第 11 条 公文書の存否に関する情報	26
第 12 条 開示請求に対する決定等	27
第 13 条 第三者に対する意見書提出の機会の付与	30
第 14 条 公文書の開示の方法	33
第 15 条 費用負担	34
第 16 条 他制度との調整	35
一第 3 章 審査請求一	
第 17 条 審査会への諮問等	36
第 18 条 諮問をした旨の通知	38
第 19 条 審査請求を棄却する場合等における手続	39
一第 4 章 鳥取県議会情報公開審査会一	
第 20 条 設置	40
第 21 条 組織	40
第 22 条 委員	40
第 23 条 会長	40
第 24 条 会議	40
第 25 条 審査会の調査権限	42
第 26 条 意見の陳述	44

第27条	意見書等の提出	45
第28条	調査審議手続の非公開	47
第29条	答申書の送付等	48
第30条	雑則	49
－第5章 雑則－		
第31条	公文書に関する情報提供	50
第32条	運用状況の公表	51
第33条	委任	52
－附則－		
第1項・第2項	施行期日等	53
第3項	鳥取県行政手続条例の一部改正	53
参考様式		54

—第1章 総則—

第1条（目的）関係

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、鳥取県議会（以下「県議会」という。）が保有する公文書の開示を求める権利等について必要な事項を定めることにより、県議会の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県議会への理解及び県政参加を一層促進し、もって開かれた県議会を実現することを目的とする。

第1 趣旨

本条は、「鳥取県議会情報公開条例」の制定目的を明らかにしたものであり、条例の解釈の指針となるものである。

第2 解釈及び運用

1 「県民の知る権利を尊重し」とは、日本国憲法第92条に規定する地方自治の本旨に基づく県政を進めるためには、情報公開が非常に重要であるという認識のもと、「知る権利」が情報公開を進める上で果たしてきた役割を高く評価するとともに、県民の公文書の開示を求める権利を基礎づけるものとして、条文に明記するものである。

2 「公文書の開示を求める権利」とは、県議会が保有する公文書について、県民に制度的に保障された開示請求権を条例上設定するものである。これにより、議長は、条例で定める要件を満たした公文書の開示請求に対しては、当該公文書の閲覧、視聴又は写しの交付その他の物品の供与に応じなければならない条例上の義務を負うものである。

なお、公文書の開示を求める権利を県民に保障することにより、議長の公文書の開示の決定等に対して、請求者が不服の場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づく救済の途が開かれることになる。

3 「県議会の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにする」とは、住民自治の理念にのっとり、県民の信託を受けた県議会が、県民に対してその諸活動の状況を具体的に明らかにし、わかりやすく説明することが不可欠であることから、この説明する責務（説明責任）を全うするための制度が、情報公開制度であることを明らかにしたものである。

4 「県民の県議会への理解及び県政参加を一層促進し、もって開かれた県議会を実現する」とは、この条例の究極の目的を明らかにしたものである。県民が県議会の活動について理解を深めると同時に、県政への参加機会が増えることが、公正で民主的な県政の実現にとって、極めて重要である。そして、公文書の開示を求める権利を保障することにより、開かれた県議会を実現するものである。

第2条（定義）関係

第2条 この条例において「公文書」とは、鳥取県議会事務局（以下「事務局」という。）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、スライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、事務局の職員が組織的に用いるものとして、県議会が保有しているものをいう。ただし、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

第1 趣旨

本条は、この条例の開示の対象となる「公文書」について定めたものである。

第2 解釈及び運用

1 「鳥取県議会事務局の職員」とは、議長の指揮監督権に服する全ての職員をいい、議員は含まれない。

2 「職務上作成し、又は取得した」とは、事務局の職員が自己の職務の範囲内において事実上作成し、又は取得したことをいう。また、「職務上」とは、事務局の職員が、法律、命令、条例、規則等により与えられた任務又は権限をその範囲内において処理することをいう。

なお、「職務」には、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第2条第1項に規定する実施機関から委任を受け、又は当該実施機関の補助執行として処理している事務を含む。

3 「文書、図画、写真、スライド及び電磁的記録」とは、具体的には次のものをいう。

- (1) 文書 起案文書、供覧文書、台帳、帳票類等
- (2) 図画 地図、図面、設計図等
- (3) 写真 印画紙に焼き付けたもの（ネガフィルムを含む。）
- (4) スライド 幻燈用スライドフィルム
- (5) 電磁的記録
 - ア 磁気テープ ビデオテープ、録音テープ等
 - イ 磁気ディスク フロッピーディスク等
 - ウ 光ディスク コンパクトディスク等

4 「事務局の職員が組織的に用いるものとして、県議会が保有しているもの」とは、次のものをいう。

- (1) 決裁、供覧等の手続が終了したもの
- (2) 決裁、供覧等の手続中であるもの
- (3) 決裁権者の確認はなされているが、署名、押印による決裁、供覧等の手続がなされていないものであつて、組織として共用している実質を備えた状態、すなわち、事務局

において業務上の必要性から利用・保存している状態のもの。具体的には次のようなものがあげられる。

(例) 台帳、業務日誌、事務引継書、予算要求書、記録簿、会議資料等

なお、職員が職務に関連して作成したものであっても、職員が検討している段階のものや当該職員が記憶しておくべき事項等について私的に記録したメモ等は、組織的に用いるものとして、県議会が保有しているものには当たらず、公文書ではない。

- 5 ただし書は、市販されており、既に公にされている公文書は、開示請求の対象とする必要がないことから除外したものである。

なお、附則第2項により、開示請求の対象となるのは、施行日（平成13年4月1日）以後に作成し、又は取得された公文書に限ることとされている。

- 6 県が保有する公文書については、施行日以後は、この条例と鳥取県情報公開条例のいずれかが適用されるため、すべて開示請求の対象となる。

なお、事務局の職員が知事の事務の補助執行という形で処理している予算執行事務に関する公文書については、その作成又は取得及び管理の権限が法的には知事に属しているため、鳥取県情報公開条例が適用され、知事に開示請求することができるとの意見がある（平成12年8月30日広島高等裁判所松江支部判決参照）。しかし、最高裁判所は、事務局の職員が管理している公文書については、知事に開示請求することはできないと判断した（平成13年12月14日最高裁判所判決参照）。

第3条（総合的な情報公開の推進）関係

第3条 県議会は、公文書の開示と併せて、より一層会議の公開及び情報の提供の充実を図ることにより、総合的な情報公開の積極的な推進に努めるものとする。

第1 趣旨

本条は、情報公開の一層の推進に対する県議会の基本的な責務について定めたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 本条は、開示請求に基づいて公文書の開示がなされる公文書開示制度のほか、県民が県議会に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、公文書開示制度と相互に補完し合う関係にある会議の公開及び情報の提供の充実を図り、情報公開を一層推進していくことを明らかにしたものである。
- 2 議会の本会議については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第115条で原則公開とされているところであるが、常任委員会その他の会議についても、より一層公開を図ることとしたものである。また、公開の方法についても、傍聴、会議録の公開等、より一層充実を図ることとなる。
- 3 「情報の提供」とは、県民からの請求を待つことなく、県議会が自主的に情報を公にすることをいい、行政資料を県民の閲覧に供したり、テレビ、ラジオ、インターネット等、情報通信技術を活用した多様な媒体を利用し、情報の提供の充実を図ることとしたものである。

第4条（解釈及び運用の方針）関係

第4条 県議会は、公文書の開示を求める権利が十分に保障されるように、この条例を解釈し、運用するものとする。

2 県議会は、この条例の解釈及び運用に当たっては、個人に関する情報が十分に保護されるよう配慮するものとする。

第1 趣旨

本条は、県議会がこの条例を解釈し、運用するに当たっての基本的な考え方を定めたものである。

第2 解釈及び運用

1 この制度の目的にかんがみ、開示・非開示等の判断に当たっては、原則公開の基本理念の立場に立って解釈、運用するものとする。

2 開示・非開示の決定等及び開示の実施に当たっては、迅速に対応するよう努めるものとする。

3 原則公開の立場に立つ公文書公開制度にあっても、個人に関する情報については、最大限の配慮をすべきであり、個人の秘密その他通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にならないよう解釈し、運用するものとする。

なお、個人の秘密その他通常他人に知られたくない個人に関する情報の保護は、第8条第2号の規定に基づき行うものであるが、その解釈及び運用に当たっては、本条の趣旨に沿って慎重に行うものとする。

第5条（適正使用）関係

第5条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即し、適正に使用しなければならない。

第1 趣旨

本条は、この条例により公文書の開示を請求し、開示を受けたものの責務を定めたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 「この条例の目的に即し」とは、第1条に定める「県議会の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県議会への理解及び県政参加を一層促進し、もって開かれた県議会を実現する」というこの条例の目的に従うということである。
- 2 「適正に使用しなければならない」とは、この条例により公文書の開示を受けたものは、これによって得た情報を、社会の良識に従って適正に使用しなければならず、いやしくも特定の個人や企業に対するいやがらせ、脅し等に用いるなど他人の権利利益を侵害することがあってはならないということである。

なお、公文書の開示によって得た情報が、不適正に使用され、又は使用されるおそれがあると認められる場合には、当該使用者にその中止を要請するものとする。

－第2章 公文書の開示－

第6条（公文書の開示請求権）関係

第6条 何人も、議長に対し、公文書の開示を請求することができる。

第1 趣旨

本条は、この条例により公文書の開示を請求する権利について定めたものである。

第2 解釈及び運用

「何人も」とは、県民であるか否かに関わらず、また、外国人を含む。年齢による制限はないので、請求の内容及び効果を弁識できる能力があると認められる場合には、未成年者であっても、自ら開示請求を行うことができる。

第7条（開示請求の方法）関係

- 第7条 前条の規定による請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を議長に提出する方法又は議長が定める方法により行わなければならない。
- （1） 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
 - （2） 開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項
 - （3） その他議長の定める事項

第1 趣旨

本条第1項は、公文書の開示請求の具体的な手続について定めたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 開示請求書の様式は、鳥取県議会情報公開条例施行規程（平成13年鳥取県議会告示第1号。以下「施行規程」という。）様式第1号のとおりであり、これに必要事項を記載して、議長に提出するものとする。
- 2 開示請求書の提出方法は、開示請求書を持参し、郵送し、又はファクシミリ若しくは電子メールにより送信する方法のいずれでもよいものとする。

なお、開示請求書を持参する場合の受付窓口は、鳥取県議会事務局議事・法務政策課、地域づくり推進部県民参画協働課、中部総合事務所県民福祉局、西部総合事務所県民福祉局又は日野振興センター日野振興局とし、郵送する場合のあて先は、鳥取県議会事務局議事・法務政策課とし、ファクシミリで送信する場合のあて先は、鳥取県議会事務局に設置されたファクシミリに限るものとし、電子メールで送信する場合のあて先は、鳥取県議会事務局の代表メールアドレスとする。
- 3 開示請求書を提出する方法以外に、施行規程第2条により、所定のフォーマットを用いてインターネットにより請求する方法も可能である。
- 4 口頭又は電話による開示請求は、認められない。

- 2 議長は、開示請求がその形式上の要件に適合しないと認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 3 議長は、前項の補正が正当な理由なく行われなるときは、開示請求者に対し、開示請求に係る公文書を開示しないことができる。

第1 趣旨

本条第2項及び第3項は、開示請求に形式的な不備があった場合の取扱いについて定め

たものである。

第2 解釈及び運用

1 鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）第7条においては、申請書の記載事項に不備がある等、申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請者に当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否することとされている。しかしながら、原則公開の基本理念にたつて、形式上の要件に適合しない開示請求についても、直ちに請求を拒否せず、必ず補正を求めることとしたものである。

なお、補正を求めてもそれに応じないときは、当然、請求を拒否することになる。第3項は、その旨を確認的に規定したものである。

2 第2項の「相当の期間」とは、社会通念上必要とされる期間をいい、個々具体的な事案によって判断することになる。

3 開示請求があった日から15日以内に決定しなければならない決定期限には、第12条第1項ただし書により、補正を求めた期間は、含まれない。

第8条（公文書の開示義務）関係

第8条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

第1 趣旨

本条は、公文書の開示請求に対して、本条各号に掲げる非開示情報が記録されている場合を除き、議長に公開しなければならない義務を課すものである。

第2 解釈及び運用

- 1 本条各号は、原則公開の例外を規定したものであり、非開示とする合理的な理由のある情報を限定的かつ明確に類型化したものである。
- 2 本条各号に該当する非開示情報が記録されている公文書については、当該公文書のすべてを開示できないとするものではなく、部分開示となる場合や、開示請求の時期によっては後日公文書の開示ができる場合もあり得ること、さらに第10条に規定する公益上の理由による裁量的開示により開示ができる場合もあり得ることに留意する必要がある。
- 3 本条各号と地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条第1項に規定されている公務員の守秘義務との関係では、本条各号は、公文書における非開示情報の範囲を定めているのに対して、地方公務員法第34条第1項の守秘義務は、職務上知り得た秘密を守るべき公務員の服務規律を定めたものであり、両者はその趣旨及び目的を異にしている。
しかし、本条各号に掲げる非開示情報の範囲には、一般的には守秘義務の対象となる実質秘を内包しているものと考えられるので、本条各号のいずれにも該当しないとして公文書を開示したとしても、守秘義務違反に問われることはない。
- 4 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第223条第1項、弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2第2項、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項等のように、法令の規定により、議長に対して公文書の提出又は閲覧が要求される場合がある。これらの要求は、情報公開制度による請求とは異なるので、本条各号に該当するかどうかにより当該要求に応ずるか否かを決定するのではなく、これらの要求の目的、対象公文書の内容、法令の趣旨等を総合的に勘案して、個別具体的に判断することとなる。

（1）法令若しくは条例（以下「法令等」という。）又は会議規則の規定により、公にすることができない情報

第1 趣旨

本号は、法令若しくは条例又は会議規則の規定により開示することができないとされている情報が記録されている公文書は、開示しないことを定めたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 「法令若しくは条例」とは、法律、政令、省令その他の命令及び条例をいい、規則、規程等を含まない。
- 2 鳥取県情報公開条例第9条第2項第1号では、実施機関が従わなければならない各大臣等の指示その他これに類する行為により公にすることができない情報は、開示しないこととされているが、これは法定受託事務における各大臣等の明示の指示等をいうものであって、県議会が保有する公文書には該当がないと考えられることから、そのような情報の非開示については規定していない。

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（鳥取県議会個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第37号。以下「個人情報保護条例」という。）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する特定独立行政法人行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに出資法人（県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの又は会費の総額の2分の1以上を支出している法人をいい、地方独立行政法人を除く。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれのある情報であって、議長が定めるものを除く。）並びに当該職務遂行の内容

エ 公にすることが公益上必要であり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる情報であって、議長が定めるもの

第1 趣旨

本号は、個人の尊厳及び基本的人権を尊重する観点から、個人のプライバシーの保護を図るため、個人に関する情報が記録されている公文書については開示をしないこととしたものである。併せて特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、個人の権利利益が害されるおそれのある情報が記録されている公文書についても開示しないこととしたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 個人に関する情報を保護する目的は、個人の正当な権利利益の保護であり、その中核的部分は、プライバシーである。しかし、個人のプライバシーの具体的な内容は法的にも社会通念上も必ずしも明確ではないことから、情報公開制度の安定的な運用を図るため、特定の個人が識別され又は識別され得る個人に関する情報が記録されている公文書については、鳥取県情報公開条例と同様に、本号ただし書に該当する場合を除き、開示をしないこととしたものである。
- 2 「個人に関する情報」とは、思想、心身の状況、学歴、職歴、成績、住所、親族関係、財産状況、所得その他一切の個人に関連する情報をいい、死者に関する情報も含むものである。
- 3 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、本号は適用せず、第3号により判断することとしている。

なお、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業とは直接関係のない個人に関する情報は、本号に含まれる。
- 4 「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」とは、当該情報から特定個人が識別でき、又は識別できる可能性のある情報（氏名・住所等）だけでなく、当該情報からは直接特定個人が識別され得ないが、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報をも含む。
- 5 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの」とは、個人が識別される情報を含まないにもかかわらず、財産権その他個人の正当な利益を害するおそれのある情報をいい、例えば、個人の未発表の研究論文等の情報が該当する。
- 6 個人に関する情報は、一度開示されると当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあるので、個人情報記録されている公文書の取扱いについては、その内容がみだりに公にされることのないよう、常に最大限の配慮をする必要がある。
- 7 情報公開制度は、請求者が誰であるかにかかわらず、客観的に公開・非公開の判断をする必要があり、個人情報記録された公文書について本人から開示請求があった場合で

あっても、本人以外の者からの請求と同様に、本号により非開示とする。なお、個人情報の本人開示については、鳥取県議会個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第37号）に基づき対応すべきであるため、開示請求者に対して適切な教示・情報提供を行うべきである。

8 「ただし書ア」について

- (1) 「法令等の規定により～公にされ」とは、一般に閲覧、公表等をする旨が法令等に規定されている場合をいう。法令等で請求目的が制限されているもの（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項等）や、利害関係人等一定の者に限って閲覧等を認めているものは、一般に公表されている情報とはいえないことから、この規定には該当しない。
- (2) 「慣行として公にされ」とは、現在、何人も知りうる状態に置かれている情報をいう。過去に広く報道された事実であったとしても、現在は、限られた少数の者しか知り得る状態にはない情報の場合は、これに該当しない。
- (3) 「公にすることが予定され」とは、開示請求の時点では公にされていないが、将来公にすることが予定されている場合をいう。

なお、公にする時期について具体的計画がない場合であっても、当該情報の性質上、通常公にされるものであるときは、これに該当する。また、事務局の職員が職務上作成し、又は取得したもののうち、本人が公表されることについて了承しているものや、公表することを前提に提供を受けたものも、これに含まれるものである。

9 「ただし書イ」について

- (1) この規定は、個人の正当な権利利益は、その性質上、手厚く保護されるべきであるが、人の生命、健康、生活又は財産の保護というこれに優越する公益がある場合は、公にすることが必要と認められる限度において、開示することとしたものである。
- (2) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは、人の生命、健康、生活等に対する危害又は侵害を未然に防止したり、拡大することを防止したり、又は再発を防止する等のため公開することが必要と認められる情報をいう。
- (3) 公にすることが必要であると認められる情報に該当するかどうかは、非開示とすることにより保護される利益と開示することによりもたらされる利益とを比較衡量して判断することとなる。

10 「ただし書ウ」について

- (1) この規定は、公務員等の職務の遂行に関する情報に含まれる公務員等の職の名称及び氏名並びに当該職務遂行の内容については、行政の説明責任の観点から原則として開示することとしたものである。
- (2) 「公務員」には、常勤の一般職はもとより、議員その他の特別職、非常勤職員及び臨時職員をも含むものである。

(3) 「当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれのある情報であつて、議長が定めるもの」とは、施行規程第4条第1項に規定する情報であり、これらの情報については、開示しないものである。

11 「ただし書エ」について

(1) 「公にすることが公益上必要であり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる情報であつて、議長が定めるもの」とは、ただし書アからウまでに掲げる情報以外の情報であっても、開示することによりもたらされる利益が非開示とすることにより保護される利益と比較衡量して上回っていると認められ、あらかじめ議長が定めたものについては、開示することとしたものである。具体的には、施行規程第4条第2項に規定している。

(2) この条文については、その性質上、限定的に運用するものである。

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、出資法人及び会派を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 県議会の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提出されたものであつて、法人等又は個人における通例公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

第1 趣旨

本号は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障するため、公開することにより法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報等が記録されている公文書については、開示をしないことを定めたものである。

第2 解釈及び運用

1 「法人」とは、営利法人、公益法人、学校法人、社会福祉法人等をいい、「その他の団体」とは、いわゆる権利能力なき社団等をいう。

なお、国及び地方公共団体については、その公共的性格にかんがみ、本号の法人の範囲から除外している。

2 「事業を営む個人」とは、事業税が課される事業を営む個人のほか、農業、林業、水産業等の事業を営む個人をいう。

3 「当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業所得等事業活動に直接関係する情報を

いい、当該事業活動と直接関係のない家族状況、事業活動と区分される所得、財産等の状況等は、個人に関する情報であるので本号には該当しない。

4 「ア」について

(1) 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、次に掲げる情報をいう。

ア 法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術上又は販売上の情報であって、開示することにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの

イ 経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの

ウ その他開示することにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められる情報

(2) 次のような情報が記録された公文書は、「競争上の地位その他正当な利益を害する」とは認められず、開示しなければならない。

ア 法令等の規定により、何人でも閲覧できる情報（閲覧を当事者又は利害関係者だけに認めているものを除く。）

（例）法人に関する登記事項

イ 実施機関が公表することを目的として作成し、又は取得した情報（法人等は又は事業を営む個人が公表について了承し、又は公表を前提として提出した情報を含む。）

（例）事業を営む法人等が作成した企業パンフレット等に含まれる事項

報道、広告等により法人等が公表した営業実績

ウ 県が従来慣行上公表してきた情報で、かつ、今後も引き続き公表しても、それが事業を営むものの正当な利益を害しないと認められるもの

エ 情報が加工、整理され、個々の事業を営む者が識別できなくなっているもの

オ 許可、免許、届出等に関する情報及び補助金の支出に関する情報で、生産技術等の部分を除いたもの

（例）法人設立許可申請書

補助金交付申請書

5 「イ」について

(1) 法人等及び事業を営む個人に関する情報であって、開示しないことを条件として提出した情報の取扱いを定めたものであり、当該情報については、開示しない旨の条件が付されていることを理由として非開示とするのではなく、当該条件を付することが合理的と認められる場合に限り、非開示とするものである。

(2) 「任意に提出されたもの」とは、法令等の規定を根拠としないで提供された情報をいう。

(3) 「通例公にしないこととされているもの」とは、当該情報が現に公にされていないというだけでは足りず、当該情報の性質上、一般的に公にしないことが相当と認められることが必要である。

(4) 「当時の状況等」とは、公にしないとの条件の合理性の判断は、当該情報の提出当時における諸般の事情を基本として判断するが、その後の事情の変化も斟酌して判断するとの趣旨である。

6 「ただし書」について

(1) この規定は、法人等又は事業を営む個人の事業活動により、現に発生しているか、将来発生するおそれのある危害等から人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要であると認められる情報等が記録されている公文書については、本号本文に該当する場合であっても開示することができるという趣旨である。

(2) この規定には、危害の未然防止、拡大防止又は再発防止を図り、その危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、現に危害が発生している場合のほか、その発生の蓋然性が高い場合も含まれ、その事業活動が違法又は不当であるか否かを問わない。

(3) 「公にすることが必要であると認められる情報」に該当するかどうかについては、非開示とすることにより保護される利益と開示することによりもたらされる利益を比較衡量して判断することとなる。この比較衡量に際しては、開示することにより保護される利益の性質及び内容を踏まえる必要があり、特に、人の生活又は財産を保護する必要性の判断に当たっては、その侵害の内容、程度と保護の必要性を十分に検討する必要がある。

(4) 会派の活動に関する情報であって、公にすることにより、会派の活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

第1 趣旨

本号は、開示することにより会派の活動に著しい支障が生ずるおそれがある情報が記録されている公文書を非開示とすることを定めたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 議会における会派は、各議員の政治的目的を達成するために、共同の調査活動等を行う政治的グループとして議長に届け出られた集団である。この会派の活動に関する情報は、集会・結社の自由に関わるものであり、一律に開示することは適切ではないため、他の都道府県の条例でも、非開示とする例が多い。
- 2 各会派が会派内で保有している文書は、県議会が保有する文書ではなく、この条例の対象ではない。
- 3 「著しい支障を及ぼすおそれがある」に該当するかどうかについては、開示によって得

られる利益と会派活動への具体的支障とを十分に比較衡量して判断することとなる。

(5) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると議長が認めることにつき相当の理由がある情報

第1 趣旨

本号は、開示することにより公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報が記録されている公文書を非開示とすることを定めたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 「人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護」とは、公共安全と秩序の維持を図るため、人の生命、身体、財産又は社会的な地位を犯罪の危害等から保護することをいう。開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又は電子情報処理システムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や、被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報などが考えられる。
- 2 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査」とは、刑事犯、行政犯を問わず、犯罪行為をあらかじめ防止したり、犯罪人を発見したり、証拠を収受、保全したりする活動をいう。
- 3 「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。
- 4 「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑というが、刑法等の規定による刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することにより、これら保護観察等に支障を及ぼし、公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報は、これに該当する。
- 5 「その他の公共安全と秩序の維持」とは、本号において例示の事項のほか、平穏な社会生活、社会の風紀その他の公共の秩序を維持することをいう。
- 6 「支障が生ずるおそれがある情報」とは、公共安全と秩序の維持のための諸活動が阻害され、若しくは適正に行われなくなり、又はその可能性がある情報をいい、次のようなものが考えられる。
 - (1) 犯罪の予防、鎮圧、捜査等の事実又は内容に関する情報
 - (2) 犯罪の予防、鎮圧、捜査等の手段、方法、体制等に関する情報
 - (3) 情報提供者、被疑者、被害者、捜査員等関係者に関する情報

- (4) 犯罪の目標となることが予想される施設の所在や警備の状況等に関する情報
- 7 「認めることにつき相当の理由がある情報」という表現を用いることにより、議長の裁量を尊重する趣旨であることを明確にしている。本号に該当するか否かの判断には、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性があることから、司法審査の場において、その判断が合理性をもつ判断として許容される限度内のものかどうかを審理・判断することが適当であるため、このような規定としている。

(6) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び出資法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

第1 趣旨

本号は、県の機関、国の機関、県以外の地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人及び出資法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報が記録されている公文書を非開示とすることを定めたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 情報が公にされると外部からの圧力や干渉等の影響を受けることにより、率直な意見の交換、意思決定の中立性が損なわれる場合や、未成熟な情報が公にされると誤解や憶測により県民の間に混乱を生じさせ、特定のものに不利益を及ぼす場合があり、審議途中等における情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、県及び国等の機関等の意思決定に対する支障が看過することができない程度のものである場合には、これを非開示とするものである。
- 2 「県の機関」とは、県のすべての機関をいい、執行機関、議決機関及びそれらの補助機関のほか、執行機関が設置する附属機関も含む。
- 3 「他の地方公共団体」とは、他の都道府県、市町村、特別区、財産区、広域連合、一部事務組合等をいう。
- 4 「内部又は相互間」とは、各機関の内部及び各機関相互間をいう。
- 5 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、各機関における内部又は相互間における審議、検討又は協議のほか、会議、打合せ、意見交換、相談等に関連する情報をいう。
- 6 説明責任の観点からすれば、意思決定前の情報であっても積極的に公開すべきであり、本号は、限定的に運用する必要がある。

- (7) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は出資法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は出資法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は出資法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第1 趣旨

本号は、公開することにより、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は出資法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記録されている公文書を非開示とすることを定めたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業に直接かかわる情報だけではなく、当該事務又は事業の実施に影響を与える関連情報を含むものである。
- 2 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかの判断に当たっては、開示のもたらす支障のみならず、開示のもたらす利益についても比較衡量するものとする。また、「支障」の程度は、単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが要求されること、「おそれ」の程度も、単に可能性が存在するだけでは足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されることについても、留意する必要がある。
- 3 「監査、検査、取締り」とは、県又は国等の機関が権限に基づいて行う検査、指揮監督、取締り等をいう。
- 4 「試験」に関する情報とは、県又は国等が行う資格試験、入学試験、採用試験等に関する情報をいう。
- 5 「契約、交渉」に関する情報とは、県、国、公社等が行う各種の契約、用地買収、損害賠償、損失保障等に関する情報をいう。
- 6 「争訟」に関する情報とは、訴訟、行政不服審査法等の不服申立て等における争訟の方針、内容等に関する情報をいう。
- 7 「調査研究に係る事務」とは、大学、研究所等における品種改良等の各種調査研究に係る

る事務をいう。

- 8 「人事管理に係る事務」に関する情報とは、県、国、公社等の職員の給与等その他人事管理に係る事務に関する情報をいう。
- 9 「地方公共団体が経営する企業」とは、地方公営企業法に規定する企業をいう。

(8) 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第2条第1項に規定する実施機関から取得した公文書に記録された情報であって、同条例第9条第2項各号のいずれかに該当するもの

第1 趣旨

本号は、県の機関から取得した公文書については、鳥取県情報公開条例に規定する非開示情報が記録されている場合には、非開示とすることを定めたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 県議会が保有する公文書には、県議会以外の県の機関が作成し、又は取得した公文書で、当該機関から取得したものが多数あるが、これらの公文書は、鳥取県情報公開条例によって開示請求をすることができるものであり、その際には、鳥取県情報公開条例によって、開示・非開示が決定されることになる。このような公文書については、請求先が議長であるからといって、鳥取県情報公開条例と異なる解釈・運用を行うことは適当でないため、鳥取県情報公開条例の規定に従って判断することとしたものである。
- 2 本号の対象となる公文書の開示請求があったときは、必ず地域づくり推進部県民参画協働課に照会するものとする。

(9) 鳥取県政務活動費交付条例（平成13年鳥取県条例第9号）第5条第1項の規定に基づき提出される証拠書類の写しに記載されている情報であって、公にすることにより、議員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるもの

第1 趣旨

本号は、鳥取県政務活動費交付条例（平成13年鳥取県条例第9号）第5条第1項に基づき県議会議員が議長に対して提出する収支報告書の証拠書類について、議員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるものを非開示と定めるものである。

第2 解釈及び運用

「議員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、議員の支援者・支援団体等を特定することができる情報などをいい、具体的には、調査研究協力者の氏名等、支出・購入先事業者名、請負先事業者名、委託先事業者名、貸借先事業者名等が考えられる。これらは、第2号又は第3号に該当するものもあり得るが、政治活動への支障という観点から、新たな非開示情報として定めたものである。

第9条（公文書の部分開示）関係

第9条 議長は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分とそれ以外の部分を容易に区分して除くことができ、かつ、当該開示請求の趣旨を損なわないと認めるときは、当該非開示情報に係る部分を除いて、当該公文書を開示しなければならない。

第1 趣旨

本条第1項は、原則公開の趣旨から、可能な限り公文書を開示するため、請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、非開示部分とそれ以外の部分とを容易に分離でき、かつ、当該分離により請求の趣旨を損なわないと認められるときは、当該公文書の全体を非開示とするのではなく、非開示部分を除いて公文書の開示をしようとするものである。

第2 解釈及び運用

- 1 「容易に区分して除くことができ」とは、請求のあった公文書から開示しないことができる部分とそれ以外の部分とを多くの費用と時間をかけずに、かつ、当該公文書を汚損又は破損することなく区分することができることをいう。
- 2 「開示請求の趣旨を損なわない」とは、請求の趣旨から判断し、請求者が知りたいと思う公文書の内容を相当程度充足できると判断される場合をいう。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等又は個人識別符号の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が侵害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第1 趣旨

本条第2項は、開示請求に係る公文書に個人に関する情報が記録されている場合において、個人が識別される情報とそれ以外の部分とを区分して取り扱うべき場合及びその場合における非開示とする範囲について定めたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 個人に関する情報は、特定の個人を識別することができるものに限られるわけではない。したがって、特定の個人を識別することができる部分を除いた部分も、第8条第2号に該当するものであるが、当該部分を除くことによって、公にしても個人の権利利益を害するおそれがないときは、これを非開示とする意義に乏しいことから、部分開示をすることとしたものである。

2 個人識別性のある部分を除いても、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合には、第8条第2号により非開示となる。

第10条（公益上の理由による裁量的開示）関係

第10条 議長は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。ただし、第8条第1号に掲げる情報については、この限りでない。

第1 趣旨

本条は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、議長の判断により、当該情報を公開することが公益上特に必要であると認めるときは、当該公文書を開示することができることを定めたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 「公益上特に必要があると認めるとき」とは、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合において、非開示にすることにより保護される利益と公益上開示する必要性を個別、具体的に判断し、公益上特に開示する必要があると認めるときという意味である。
- 2 法令又は条例により開示することができない情報については、開示することが違法であることから、本条の対象にはできない。
- 3 本条を適用するか否かは、議長の裁量に委ねられているため、本条に基づいて非開示の決定の取消を求めることはできない。

第 11 条（公文書の存否に関する情報）関係

（公文書の存否に関する情報）

第 11 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

第 1 趣旨

開示請求に対しては、当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにし、開示又は非開示を決定すべきであるが、情報の性質により、公文書が存在するか否かを回答するだけで、非開示情報として保護すべき利益が害される場合もあることから、公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定ができることを定めたものである。

第 2 解釈及び運用

- 1 本条が適用される場合は、個人の病歴等の情報、法人の生産技術等に関する情報、犯罪捜査等に関する情報又は将来の試験の出題問題等に関する情報など、情報の存否自体を明らかにすることにより、公開することにより保護すべき利益を損なうことが明らかな場合に限られる。本条の適用は、あくまで例外的なものであり、厳格に解釈し、濫用することがないように留意しなければならない。
- 2 本条により開示請求を拒否するときは、第 12 条第 1 項の規定に基づき決定を行うこととなるが、これは行政処分であって、争訟の対象となるものであり、必要にして十分な理由を提示することが義務付けられる。

第 12 条（開示請求に対する決定等）関係

第 12 条 議長は、開示請求があったときは、当該開示請求があった日から起算して 15 日以内に、公文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、公文書の全部を開示しない旨の決定、前条の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る公文書を保有していない旨の決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、第 7 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は当該期間に算入しない。

第 1 趣旨

本条第 1 項は、開示請求があった場合の、開示決定等を行う期限について定めたものである。

第 2 解釈及び運用

- 1 議長は、公文書の開示請求があったときは、速やかに開示決定等を行うこととし、開示請求があった日から起算して 15 日以内に開示決定等を行わなければならない。
- 2 15 日には、県の休日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第 5 号）第 1 条第 1 項に規定する休日をいう。）を含むが、15 日目が県の休日に当たるときは、直後の県の休日でない日が期間の満了日となる。
- 3 15 日には、開示請求の補正に要した期間は、含まれない。

2 議長は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から起算して 45 日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、議長は、速やかに、開示請求者に対して、当該延長の理由及び期間を書面により通知しなければならない。

第 1 趣旨

本条第 2 項は、15 日以内に開示決定等を行うことができない場合の期間の延長について定めたものである。

第 2 解釈及び運用

- 1 「やむを得ない理由」とは、おおむね次のような場合をいう。
 - (1) 一度に多数の請求がある等、期間内に公文書を検索することが困難であるとき、又は請求のあった公文書の内容が複雑で、期間内に開示決定等を行うことが困難なとき。
 - (2) 請求のあった公文書に第三者に関する情報が記録されており、第 13 条の規定により当該第三者の意見を聴く必要があり、期間内に開示決定等を行うことが困難であるとき。
 - (3) 天災の発生等のため、期間内に開示決定等を行うことが困難であるとき。
 - (4) 年末年始など公務を行わないとき、その他合理的な理由により、期間内に開示決定

等をすることが困難であるとき。

- 2 「45 日を限度として、その期間を延長することができる」とは、やむを得ない理由により 15 日以内に開示決定等を行うことができない場合にあっても、請求があった日から起算して 45 日以内に開示決定等を行わなければならない趣旨である。
- 3 開示決定等の期間を延長するときは、書面により通知する必要があるが、当該通知書の様式は、施行規程様式第 2 号に定めている。

3 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して 45 日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の執行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前 2 項の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、議長は、第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この項を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

第 1 趣旨

本条第 3 項は、大量請求があった場合の開示決定等の特例について定めたものである。

第 2 解釈及び運用

- 1 「開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して 45 日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の執行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」とは、1 件の開示請求に係る公文書が大量であること又は同時期に多数の開示請求が集中したことにより、これらを 45 日以内に処理することが困難な場合をいう。
- 2 「相当の部分」とは、45 日以内に開示決定等を行うことができる分量であり、「相当の期間」とは、県議会の事務の執行に著しい支障を生ずることなく、残りの公文書について開示決定等を行うことができる期間であって、いずれも実態に応じて個別に判断されるものである。
- 3 この規定を適用する場合の開示請求者への通知は、第 1 項に規定する期間内、すなわち開示請求があった日から起算して 15 日以内にしなければならない。また、当該通知書の様式は、施行規程様式第 3 号に定めている。

4 前 3 項の規定により開示決定等をなすべき期間については、任期満了、議会の解散その他の事由により議長及び副議長がともに欠けている期間は算入しない。

第1 趣旨

本条第4項は、開示決定等の期間について、議長及び副議長が欠けている場合の特例を定めたものである。

第2 解釈及び運用

任期満了等により議員の選挙があった場合、本会議を開催して議長及び副議長を選任するまで、通常1月程度の期間が必要である。この間に開示決定等の期限を迎えたとしても、その権限を行使する者が不存在であるため、開示決定等を行うことは不可能である。そこで、議長及び副議長がともに欠けている期間については、期間の計算から除くこととしたものである。

5 議長は、開示決定等をしたときは、速やかに、開示請求者に対して、当該開示決定等の内容を書面により通知しなければならない。この場合において、公文書の全部を開示する旨の決定以外の開示決定等をしたときは、当該開示決定等の理由及び当該開示決定等の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にあっては、当該期日を付記しなければならない。

第1 趣旨

本条第5項は、開示決定等をしたときの通知の手続について定めたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 公文書開示決定通知書等の様式は、施行規程様式第4号から様式第8号までに定めている。
- 2 公文書の一部を開示する旨の決定又は公文書の全部を開示しない旨の決定をした場合は、第8条各号のどれに該当するのかを示すと同時に、具体的な理由を記載した通知書によって、また、第11条の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る公文書を保有していない旨の決定をした場合は、できる限り具体的な理由を記載した通知書によって、通知する必要がある。
- 3 「当該開示決定等の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合」とは、おおむね1年以内において一定の期間が経過することにより第8条各号に該当する理由が消滅することや、当該文書を保有することが確実であり、公文書の開示をすることができるようになる期日があらかじめ明示できる場合をいう。

なお、この期日の明示は、公文書の開示ができるようになる期日を教示するものであり、その期日に公文書の開示をすることを意味するものではないため、当該公文書の開示については、開示請求者がその期日以後に改めて公文書の開示請求を行わなければならない。

第13条（第三者に対する意見書提出の機会の付与）関係

第13条 開示請求に係る公文書に開示請求者、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

第1 趣旨

本条第1項は、開示請求に係る公文書に、開示請求者、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人以外の第三者に関する情報が記録されている場合における当該第三者に対する意見書提出の機会の付与について定めたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 公文書が一度開示されると、当該公文書に自らに関する情報が記録されている者にとっては、回復しがたい損害が生ずるおそれがあるため、第三者に関する情報が記録されている公文書を開示するに当たっては、事前に、当該第三者に十分な手続的保障の機会が与えられることが望ましい。そこで、開示決定等を行うに当たり、第三者に意見書提出の機会を与えることができることとしたものである。
- 2 本項は、議長に対し、第三者が意見書を提出することを求めるよう義務付けるものではない。
- 3 意見書提出の機会の付与は、開示請求のあった公文書に第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者に意見書の提出を求め、その結果を決定の際の参考とすることにより、当該公文書の開示、非開示の判断の適正を期することを目的とするものであり、議長の決定は、第三者の意見に拘束されるものではない。

【書式】参考様式第1号 第三者意見照会書（例）

参考様式第2号 公文書の開示請求に関する意見書（例）

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、公文書の全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第8条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が含まれている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第8条第2号エに規定する情報（議長が定めるものを除く。）に該当すると認められるとき。

(3) 第三者に関する情報が含まれている公文書を第10条の規定により開示しようとするとき。

第1 趣旨

本条第2項は、開示請求に係る公文書に開示請求者、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人以外の第三者に関する情報が記録されている場合における当該第三者に対する意見書提出の機会の付与の義務について定めたものである。

第2 解釈及び運用

1 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示するに当たっては、事前に、当該第三者に十分な手続的保障の機会を与えることが望ましいが、さらに一定の場合には、意見書提出の機会を与えなければならないとしたものである。

2 第三者に関する情報が記録された公文書に人の生命、身体、健康等の保護又は公益上特に必要があると認められる情報が記録されているときは、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるにもかかわらず、当該第三者に関する情報を公開する必要性が認められるため、議長は、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

なお、議長の決定が第三者の意見に拘束されるものではないことは、第1項の場合と同様である。

3 「当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない」とは、議長が合理的な努力を行ったにもかかわらず、当該第三者の所在を探知できない場合に、開示請求に係る手続が遅延することを避けるためである。

【書式】参考様式第3号 第三者意見照会書（例）

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通知しなければならない。

第1 趣旨

本条第3項は、第三者による争訟の機会の確保について定めたものである。

第2 解釈及び運用

1 第三者に意見書提出の機会を与え、反対意見書が提出されたときは、開示決定の日と開示実施の日との間に2週間以上置き、第三者が訴訟等を行う機会を与えることとしたも

のである。

- 2 本項の規定を適用する場合を、「前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合」に限定したのは、第三者が開示に反対の意思を表示しないときは、当該第三者に対して事前の争訟の機会を確保する必要はないためである。
- 3 「開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない」とは、開示請求者の開示を受ける権利と第三者の争訟の機会の確保とを調整し、開示の実施までの期間を明確にしたものである。

なお、議長の開示決定に不服がある場合の不服申立期間は、行政不服審査法の規定により、決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であるが、開示の実施までの期間を2週間としたのは、開示請求者が迅速に開示を受けるという期待をも考慮したものである。

【書式】参考様式第4号 反対意見書提出者への公文書開示決定等通知書（例）

第14条（公文書の開示の方法）関係

第14条 議長は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対して、当該公文書を開示しなければならない。

2 公文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、スライドについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。

3 閲覧又は視聴の方法による公文書の開示にあつては、議長は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該公文書の写しによりこれを行うことができる

第1 趣旨

本条は、公文書を開示する場合の具体的な方法を定めたものである。

第2 解釈及び運用

1 電磁的記録の開示方法については、情報化の進展によって変更する必要があることから、条例には定めず、議長が定めることとしたものであるが、具体的には、施行規程第6条第3項に定めるところにより行うものである。

2 第3項の「その他合理的な理由があるとき」とは、次のような場合が考えられる。

- (1) 歴史的に価値のある公文書で慎重な取扱いを要するものであるとき。
- (2) 台帳等日常業務に使用している公文書で、原本を開示することにより事務に支障が生ずるとき。
- (3) 他の公文書とともに一冊の簿冊になっていて、取り外しが困難なとき。
- (4) 公文書を部分開示するとき。

【書式】参考様式第5号 開示を実施したことの確認書（例）

第 15 条（費用負担）関係

第 15 条 この条例の規定により公文書の写しの交付その他の物品の供与を受けるものは、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

第 1 趣旨

本条は、公文書の写しの作成及びその送付に要する費用を請求者の負担とすべきことを定めたものである。

第 2 解釈及び運用

- 1 負担しなければならない費用の額は、施行規程別表に定めるとおりである。
- 2 事務に要する実費を徴収するための規定であり、手数料は徴収しない。
- 3 閲覧時に写しの交付を要求された場合など、現金で費用を徴収する場合は、出納担当職員が、当該写しの作成に要する費用の徴収と引き換えに現金（証券）領収証書（鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）第 19 条第 1 項、同規則様式第 4 号）を交付した後、当該写しを交付する。
- 4 納入通知書による場合、鳥取県会計規則第 10 条の規定により歳入の調定を行い、同規則第 14 条の規定により納入通知書（同規則様式第 1 号）を作成し、開示決定通知書の送付にあわせて、開示に伴う費用負担額（写しの作成に要する費用及び写しの送付に要する費用）及び納入方法を開示請求者に通知する。開示対象文書の写しの送付は、当該費用の収納確認後、別途送付することを原則とする。
- 5 開示請求者が県外在住で指定金融機関での支払が困難な場合は、複写費用及び送付費用相当額の郵便為替または郵便小為替を送付してもらい、換金の上、現金（証券）領収証書を送付する。
- 6 費用徴収の歳入科目は、款：諸収入 項：雑入 目：雑入 節：雑入である。

第 16 条（他制度との調整）関係

第 16 条 この条例の規定は、他の法令等の規定により、公文書の閲覧又は写しの交付を求めることができる場合には、適用しない。

第 1 趣旨

本条は、この条例と他の法令等による開示の実施との調整について定めたものであり、他の法令等の規定により、公文書の閲覧又は写しの交付を行うこととされている場合には、この条例に基づく開示を重ねて認める必要性がないことから、この条例の規定を適用しないことを定めたものである。

第 2 解釈及び運用

- 1 他の法令等の規定により公文書の閲覧等を請求できるものは、当該法令等に基づいて閲覧等を行うことになるが、それ以外のものは、当該法令等に基づいて閲覧等を行うことができないので、この条例により開示請求をすることができる。また、他の法令等において閲覧等の期間を限定している場合、当該期間内であれば当該法令等に基づいて閲覧等を行うことになるが、当該期間外については当該法令等に基づいて閲覧等を行うことができないので、この条例により開示請求をすることができる。この場合、開示・非開示の判断に当たっては、当該法令等の規定の趣旨を考慮しつつ、当該公文書が非開示情報に該当するか否かを個別に判断することとなる。
- 2 公文書の閲覧等について定めた他の法令等としては、政治倫理確立のための鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する条例（平成 7 年鳥取県条例第 37 号）がある。政治倫理確立のための鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する条例第 5 条第 2 項により閲覧することができる資産等報告書、資産等補充報告書、所得等報告書及び関連会社等報告書については、この条例による閲覧の開示請求をすることができない。

－第3章 審査請求－

第17条（審査会への諮問等）関係

第17条 議長は、開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、次に掲げる場合を除き、速やかに、鳥取県議会情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

3 議長は、第1項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をするものとする。

第1 趣旨

本条は、開示請求に対する決定について、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合、公正・中立な第三者機関である審査会への諮問の手続を定めたものである。

第2 解釈及び運用

1 「審査請求があったとき」とは、部分開示又は非開示の決定等があった場合に開示請求者が審査請求を行った場合のほか、公文書が開示されることによりその権利利益が侵害されることとなる第三者が審査請求を行った場合をいう。

2 「審査請求が不適法であり、却下する場合」とは、審査請求人に審査請求適格がないこと、審査請求期間の経過等の要件不備により、当該審査請求を却下する場合をいう。

3 審査会への諮問は、諮問書を提出して行う。諮問に際しては、審査会における調査審議の効率化に資するため、原則として、開示請求書等、開示決定等通知書等及び審査請求書その他の審査請求人が提出した資料の写しのほか、審査請求に対する考え方やその理由を記載した諮問理由書を添付する。なお、開示決定等に係る公文書の提示について、第25条を参照のこと。

4 第2項は、第1項に定める審査請求については、行政不服審査法に定める審理員を指名しないことを定めたものである。本項は、行政不服審査法第9条第1項ただし書の「条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合」に該当するため、開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、審査庁（鳥取県議会議長）の審査手続に関する行政不服審査法の規定は、同条第3項の規定により読み替えて適用され、また、第17条（審理員となるべき者の名簿）、第40条（審理員による執行停止の意見書の提出）、第42条（審理員意見書）及び第50条第2項（裁決書への審理員意見書の添付）の規定は、適用されない。

- 5 第3項は、議長が審査請求に対する裁決を行う場合においては、審査会の答申を十分に尊重しなければならない旨を定めたものである。第1項各号に規定する場合を除き、審査会の答申を受けた後でなければ、裁決を行ってはならないことは当然である。
- 6 裁決の主文が審査会の答申書と異なる内容である場合は、異なることとなった理由を裁決書に記載しなければならない（行政不服審査法第50条第1項第4号）。

- 【書式】 参考様式第6号 審査請求書（例）
参考様式第7号 諮問書（例）
参考様式第8号 諮問理由説明書（例）
参考様式第9号 裁決書（例）

第 18 条（諮問をした旨の通知）関係

第 18 条 議長は、前条第 1 項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第 1 趣旨

本条は、議長に対し、審査会に諮問した旨を審査請求人及び関係者に通知することを義務付けたものである。

第 2 解釈及び運用

- 1 通知すべき相手方の範囲は、不服審査手続に既に関与している審査請求人及び参加人のほか、開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）、当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）である。
- 2 「参加人」とは、実施機関の裁決又は決定に利害関係を有するものであって、審査請求に係る審査手続に参加するものをいう。
- 3 審査請求人等が審査会に対して意見書等の提出等を行うことができるのは諮問後であるから、諮問時期が審査請求人等に明確にされる必要がある。第 2 号は、第三者から審査請求があった場合を念頭に置いたものであり、開示請求者がまだ参加人になっていない場合に、参加の機会を与えるために通知することとしている。第 3 号は、利害関係を有することが明らかな反対意見書提出者に参加の機会を与えるために通知することとしている。
- 4 なお、例えば第三者に意見書提出の機会を与えることなく不開示決定を行った場合のように、開示に反対の意思を有するが反対意見書を提出する機会が与えられなかった第三者が存在することも考えられるが、当該第三者の存在を把握しているときは、行政不服審査法第 13 条第 2 項の規定に基づき、当該第三者に参加人として参加することを求めることが適当であると考えられる。

【書式】参考様式第 10 号 諮問した旨の通知書（例）

第 19 条（審査請求を棄却する場合等における手続）関係

第 19 条 第 13 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書の全部又は一部を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第 1 趣旨

本条は、第三者に関する情報が記録されている公文書の開示決定等に対する審査請求について、第三者からの審査請求を却下若しくは棄却する場合又は非開示決定を変更して当該公文書を開示する場合に、当該第三者に訴訟提起の機会を確保することを定めたものである。

第 2 解釈及び運用

1 非開示決定が行われたときは、その時点では第三者の権利利益を侵害するおそれはないが、当該非開示決定に対する審査請求が行われた結果、裁決で当該非開示決定が変更され、公文書を開示することとした場合には、開示決定を行う場合と同様に事前に第三者の手続的保障を図る必要がある。

また、開示決定に対して第三者がその取消しを求める審査請求を提起した場合においても、審査請求を却下し、又は棄却するときは、当該第三者が訴訟を提起する機会を確保する必要がある。

2 このため、これらの場合については、審査請求に対する裁決の日と開示の実施の日との間に 2 週間以上置き、第三者が訴訟を提起する機会を確保することとしたものである。

3 本条は、裁決で非開示決定が変更された場合の規定であり、裁決で取り消された場合には、議長は、当該裁決の趣旨に沿って開示決定を行うこととなる。この開示決定は第 7 条に基づくものであり、第 13 条第 3 項が適用されることから、当該開示決定の日と開示を実施する日との間に 2 週間以上置かなければならない。

4 「第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合」とは、第三者が審査請求の手続において開示に反対の旨の意見書の提出又は口頭意見陳述を行っている場合を意味する。原処分を行う過程で、第三者が反対意見書を提出している場合であっても、前条の規定により諮問をした旨の通知が行われたにもかかわらず、当該第三者が参加人として参加していないときは、本条の適用はない。

－第4章 鳥取県議会情報公開審査会－

第20条（設置）関係

第20条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県議会情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- （1） 第17条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- （2） 個人情報保護条例第46条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- （3） 個人情報保護条例第52条の規定による諮問に応じ、議長に意見を述べること。

第21条（組織）関係

第21条 審査会は、委員5人以内で組織する。

第22条（委員）関係

第22条 委員は、優れた識見を有する者のうちから議長が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員及び委員であった者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第23条（会長）関係

第23条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

第24条（会議）関係

第24条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第1 趣旨

第20条は、審査会の設置を定めたものであり、第21条から第24条までは、審査会の組織、委員、会長及び会議について定めたものである。

第2 解釈及び運用

1 第20条関係

審査会は、議長の諮問に応じて調査審議を行うものである。

2 第22条関係

- (1) 委員の任期は2年であるが、その再任は妨げないものである。
- (2) 審査会の機能にかんがみ、審査会の委員に守秘義務を課したものである。

第 25 条（審査会の調査権限）関係

- 第 25 条 審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、審査請求に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。
- 2 議長は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、審査請求に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第 1 項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は議長（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
- 5 審査会は、前 2 項の資料又は意見書が提出されたときは、その写しを当該資料又は意見書を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、当該資料又は意見書を提出した審査請求人等の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第 1 趣旨

本条は、審査会は議長に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めるなど、審議のために必要な調査を行うことができる旨を定めたものである。

第 2 解釈及び運用

- 1 審査会は、迅速かつ適切な判断を行うため、審査請求に係る公文書を実際に見て議長が行った開示・非開示の判断の妥当性や開示範囲について適切かどうか等について審理をすること（インカメラ審理）が必要であることから、審査会は必要があると認めるときは、「審査請求に係る公文書」そのものについて、議長に対し、提示を求めることができることを明記したものである。
- 2 議長は、審査会から第 1 項による求めがあったときは、必ず当該公文書を提出しなければならない義務を課したものである。なお、審査庁自ら公文書を提示することが義務付けられてはいないものの、提示することによる行政上の不利益は通常生じることはなく、審議の迅速化を図る観点から、第 1 項による求めがなくとも、諮問の際に（諮問書等の提出と同時に望ましい。）、可能な限り審査請求に係る公文書を提示することが、その後の審議を円滑に進めることに資するものと考えられる。
- 3 第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定による求め・調査の必要性については、個々の事案に応じて、審査会に諮って決定する。
- 4 第 3 項は、審査請求に係る当該公文書が大量である場合、複数の非開示情報が援用され

ている場合等にあつては、当該事案の論点を明確にし、迅速かつ的確な判断を行うため、その都度、審査会の指定する方法により分類、整理した資料を作成して、提出することを定めたものである。

- 5 第4項において「その他必要な調査」をすることができるので、同項で列挙されたもの以外にも、諮問庁に対する口頭による説明要求、物件の提出要求、審査請求人又は参加人に対する質問など、審査会が必要と認める調査をすることができる。
- 6 第5項は、他の審査関係人から提出された資料等の内容を確認することにより、より実効的な意見の表明等を行わせるためのものであり、送付により第三者の権利・利益を害するおそれがある場合等を除き、資料等を提出した審査関係人以外に当該資料等を送付することとしたものである。

【書式】 参考様式第11号 意見書又は資料の提出要求書（例）

参考様式第12号 提出された意見書又は資料の送付書（例）

第 26 条（意見の陳述）関係

第 26 条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

第 1 趣旨

本条は、審査会は審査請求人等から口頭で意見を述べたい旨の申立てがあったときは、必要に応じてその機会を与えなければならないことを定めたものである。

第 2 解釈及び運用

- 1 審査請求人が審査会における調査審議手続に詳しいとは限らないため、審査請求人等に対して諮問した旨の通知を行う際に、第 1 項の規定による口頭意見陳述の申立てを行うことができることを教示することが望ましい。
- 2 第 1 項の規定による口頭意見陳述の申立てがあった場合であっても、「審査会が、その必要がないと認めるとき」は、口頭意見陳述の機会を与えないことができる。例えば、審査会が審査請求人の意見を全面的に認める意向である場合、すでに同様の事例について過去に審査会が審理しており、その開示・不開示についての判断が先例として確立しており、その後の事情の変化により先例を見直す必要も認められないような場合などには、口頭意見陳述の機会を与えないことができるものと考えられる。
- 3 「補佐人」とは、審査請求事案についての専門的知識をもって審査請求人又は参加人を援助できる第三者をいう。

【書式】参考様式第 13 号 口頭意見陳述申立書（例）

参考様式第 14 号 口頭意見陳述の実施通知書（例）

参考様式第 15 号 口頭意見陳述を実施しない旨の通知書（例）

第 27 条（意見書等の提出）関係

- 第 27 条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。
- 2 審査会は、審査請求に係る諮問に対し開示決定をすべき旨の答申をしようとするときは、第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定による意見書を提出する機会を付与しなかった第三者に対し、意見書又は資料を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。
- 3 前 2 項の規定により審査請求人等又は第三者が意見書又は資料を提出する場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、当該審査請求人等又は第三者は、その期間内にこれを提出しなければならない。
- 4 審査会は、第 1 項及び第 2 項の意見書又は資料が提出されたときは、その写しを当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、当該意見書又は資料を提出した審査請求人等の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第 1 趣旨

本条は、審査請求人等は審査会に対し、意見書又は資料を提出することができること及び審査会は開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が含まれている場合、当該公文書の非（部分）開示決定に対する審査請求に係る諮問に対し開示決定をすべき旨の答申をしようとするときは、第三者意見照会をしなかった第三者に対し、意見書等を提出する機会を与えなければならないことを定めたものである。

第 2 解釈及び運用

- 1 第 1 項の「意見書又は資料を提出することができる」とは、審査請求人等が審査会に対して意見書又は資料を提出することができる権利を付与したものである。
- 2 第 26 条第 1 項と同様に、審査請求人等に対して諮問した旨の通知を行う際に、第 1 項の規定による意見書又は資料の提出を行うことができることを教示することが望ましい。
- 3 開示請求について、第三者意見照会されなかった第三者は審査請求できないため、非（部分）開示決定に係る審査請求に対し、審査会が開示の答申を行い、議長がこれを尊重して審査請求を認容する開示決定をした場合、当該第三者は意見を述べる機会がないまま情報が公開されてしまうことになる。
- こうした事態を避けるため、第 2 項において、審査請求に係る諮問に対し開示決定をすべき旨の答申をしようとするときは、当該第三者に対し審査会は意見書を提出する機会を与えなければならないことを定めたものである。
- 4 意見書又は資料の提出は、原則として時期の制限はないが、審査がほぼ終結した段階で重要な意見書又は資料の提出により最初から議論をやり直す必要が生じること等を避けるため、第 3 項の規定により、審査会は意見書又は資料の提出期限を定めることができることとしている。

- 5 「相当の期間」は、意見書又は資料を準備し提出するのに社会通念上必要と認められる期間でなければならない。もし、審査会が定めた提出期間が短すぎたために、意見書又は資料の提出ができなかった場合には、このことを裁決の違法事由として主張し得る。

【書式】参考様式第 16 号 意見書又は資料の提出期限通知書（例）

第 28 条（調査審議手続の非公開）関係

第 28 条 審査会が行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、第 20 条第 3 号の事務に係る調査審議の手続については、この限りでない。

第 1 趣旨

本条は、審査会の審査請求に係る調査審議の手続（諮問から答申まで）を非公開とすることを定めたものである。

第 2 解釈及び運用

審査会の審査請求に係る調査審議の手続は、審査請求に係る非開示情報等が記録された公文書をもとに、当該審査請求に係る開示決定等の適否について行われるものであることから非公開とするものである。

「調査審議の手続」とは、審査請求書の審議、審査請求人の意見書、議長の理由説明書又は資料に係る審議及び審査請求人及び議長の意見陳述等すべての手続をいう。これらの調査審議の手続については、非開示情報が含まれ、又は非開示かどうかの実質的判断の基となることから、非公開としたものである。

なお、審査請求に係る調査審議以外の会議については、原則として公開されるものである。

第 29 条（答申書の送付等）関係

第 29 条 審査会は、第 17 条第 1 項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、その概要を、審査会が適切と認める方法により公表するものとする。

第 1 趣旨

本条は、審査会が答申を行ったときは、審査請求人等へ答申書の写しを送付すること及び審査会が適切と認める方法により答申の概要を一般に公表すべきことについて定めたものである。

第 2 解釈及び運用

- 1 審査会が答申を行ったときは、その内容が確実に伝達されることを担保するため、審査請求人及び参加人へ答申書の写しを送付するとともに、審査会における審議の経過等の透明性確保の観点から、答申の概要を一般に公表すべきこととしている。
- 2 答申の内容は、県議会のホームページに公開している。公開するのは答申書そのものではなく、答申の「概要」で足りるため、答申書の中に、審査請求人や参加人の氏名、住所等、公表するのが不適當な情報が含まれている場合は、その部分は公開しない。

【書式】参考様式第 17 号 答申書（例）

第 30 条（雑則）関係

第 30 条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

趣旨

本条は、審査会の運営に関し必要な事項については、審査会が別に定めることを定めたものである。

－第5章 雑則－

第31条（公文書に関する情報提供）関係

第31条 議長は、開示請求をしようとするものが容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、公文書の特定に資する情報の提供に努めるものとする。

第1 趣旨

本条は、この条例の円滑な運用を確保するため、議長が開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるよう定めたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 「公文書の特定に資する情報の提供」とは、開示請求をしようとする公文書を具体的に特定することができる情報を提供するという意味である。開示請求書には、「開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」を記載しなければならないこととされているので、開示請求が容易かつ適切に行われるためには、議長による情報の提供が不可欠である。
- 2 このほか、情報公開制度の仕組みや手続に関する相談、事務局の組織、業務内容、事務の流れ等開示請求を行う上で必要となる情報の提供、請求のあった公文書の所在確認や特定に係る相談等必要な支援にも努めるものとする。

第 32 条（運用状況の公表）関係

第 32 条 議長は、毎年、この条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

第 1 趣旨

本条は、この条例の運用状況の公表に関する議長の責務を定めたものであり、この条例の運用状況を的確に把握して今後の適正な運用を図るとともに、運用状況を県民に公表することにより、情報公開制度の健全な発展を推進する趣旨である。

第 2 解釈及び運用

運用状況の公表は、毎年度 5 月末までに前年度の運用状況について、開示請求件数、開示決定等の件数、審査請求の件数、鳥取県議会情報公開・個人情報保護審査会への諮問の件数及びこれらの処理状況を、鳥取県公報に登載することにより行うものとする。鳥取県議会個人情報保護条例第 53 条の規定による公表と併せて行うことが望ましい。

【書式】参考様式第 18 号 条例の運用状況の公表（県公報原稿）

第33条（委任）関係

第33条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第1 趣旨

本条は、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定めることとしたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 この規定に基づき、施行規程が制定されている。
- 2 施行規程においては、公文書の開示の手続等について定めている。

—附則—

第1項・第2項（施行期日等）関係

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この条例の規定は、施行日以後に作成され、又は取得された公文書について適用する。

第1 趣旨

この条例の施行期日について定めたものである。

第2 解釈及び運用

この条例は、平成13年4月1日から施行し、施行日以後に作成され、又は取得された公文書について適用するものである。

第3項（鳥取県行政手続条例の一部改正）関係

- 3 鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。
第2条第3号中「知事、教育委員会」を「知事、議長、教育委員会」に改める。

第1 趣旨

鳥取県行政手続条例について、議長を鳥取県行政手続条例の対象機関に加え、鳥取県行政手続条例の適用対象とするため、所要の改正を行うものである。

第2 解釈及び運用

- 1 この条例に基づく開示決定等は、鳥取県行政手続条例に規定する処分に該当することから、鳥取県行政手続条例を適用することとしたものである。
- 2 鳥取県行政手続条例が適用されることにより、開示決定等について、審査基準及び標準処理期間を定め、これを公にする義務が生ずる。